

令和5年度環境省調達改善計画

1. 目的

本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議）を踏まえ、環境省において、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進するために策定するものである。

2. 調達の現状分析

表1 令和3年度環境省における調達の契約種別

（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	1,833	59.90%	1,203	27.62%
	企画競争による随意契約	70	2.29%	46	1.06%
	公募による随意契約	147	4.80%	103	2.35%
	不落・不調による随意契約	34	1.11%	10	0.23%
	小計	2,084	68.10%	1,362	31.26%
競争性のない随意契約		976	31.90%	2,995	68.74%
合計		3,060	100.00%	4,357	100.00%

（注1）令和3年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）原子力規制庁を含む。

表2 令和3年度環境省における調達の応札状況

（単位：件、億円）	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	1,109	746	724	458	1,833	1,203
割合	60.50%	62.01%	39.50%	38.07%	100.00%	100.00%
企画競争による随意契約	43	31	27	16	70	46
割合	61.43%	67.39%	38.57%	34.78%	100.00%	100.00%
公募による随意契約	147	103	0	0	147	103
割合	100.00%	100.00%	0.00%	0.00%	100.00%	100.00%

（注1）令和3年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）参加者確認公募以外の公募（複数の者との契約を前提とした公募）は除く。

（注3）「公募による随意契約」欄には、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものについては原則除外している。

（注4）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注5）原子力規制庁を含む。

表3 令和3年度環境省における調達経費の内訳（本省・地方支分部局別）

（単位：件、億円）

	本省		地方支分部局等※1		府省庁全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事（A）	26	15	215	748	241	763
割合（A/J）	2%	2%	12.36%	21.68%	7.88%	17.51%
公共工事に係る調査及び設計業務等（B）	0	0	68	26	68	26
割合（B/J）	0%	0%	3.91%	0.75%	2.22%	0.60%
小計	26	15	283	774	309	789
情報システム（C）※2	121	201	71	36	192	237
割合（C/J）	9.17%	22.19%	4.08%	1.04%	6.27%	5.44%
電力（D）	1	0.17	7	0.27	8	0.44
割合（D/J）	0.08%	0.02%	0.40%	0.01%	0.26%	0.01%
ガス（E）	0	0	1	0.03	1	0.03
割合（E/J）	0%	0%	0.06%	0.00%	0.03%	0.00%
調査研究（F）※3	495	121	312	132	807	253
割合（F/J）	37.50%	13.36%	17.93%	3.83%	26.37%	5.81%
競争的資金による研究（G）※4	126	237	9	1	135	238
割合（G/J）	9.55%	26.16%	0.52%	0.03%	4.41%	5.46%
物品購入（H）	15	3	71	8	86	11
割合（H/J）	1.14%	0.33%	4.08%	0.23%	2.81%	0.25%
その他の役務（I）	536	330	986	2498	1,522	2829
割合（I/J）	40.61%	36.42%	56.67%	72.41%	49.74%	64.93%
小計	1,294	892	1457	2676	2,751	3,568
合計（J）	1,320	906	1,740	3,450	3,060	4,357
	43.14%	20.79%	56.86%	79.18%	※5	

（注1）令和3年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※1 原子力規制庁、地方環境事務所等、国民公園等及び施設等機関

※2 契約件名に「システム」が含まれるものの合計。

※3 「調査」（実態調査、動向調査等の各種の調査）、「統計調査」（統計情報の収集整理等）、「研究」（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」（B）及び「競争的資金による研究」（H）以外のものの合計。

※4 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究及びそれに準じた公募の合計。

※5 契約件数・契約金額の（本省／府省庁全体）及び（地方支分部局等／府省庁全体）の割合

表 4 令和 3 年度環境省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳
(本省・地方支分部局別)

(単位：件、億円)

	本省		地方支分部局等※1		府省庁全体	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
工事 (A)	10	2	87	215	97	217
割合 (A/J)	2.14%	0.76%	13.55%	44.61%	8.75%	29.09%
公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	0	0	30	24	30	24
割合 (B/J)	0%	0%	4.67%	4.98%	2.71%	3.22%
小計	10	2	117	239	127	241
情報システム (C)※2	31	112	25	9	56	121
割合 (C/J)	6.64%	42.42%	3.89%	1.87%	5.05%	16.22%
電力 (D)	0	0	4	0.24	4	0.24
割合 (D/J)	0%	0%	0.62%	0.05%	0.36%	0.03%
ガス (E)	0	0	1	0.03	1	0.03
割合 (E/J)	0%	0%	0.16%	0.01%	0.09%	0.00%
調査研究(F)※3	185	58	124	33	309	92
割合 (F/J)	39.61%	21.97%	19.31%	6.85%	27.86%	12.33%
競争的資金による研究 (G)※4	0	0	0	0	0	0
割合 (G/J)	0%	0%	0%	0%	0%	0%
物品購入(H)	5	0.36	39	6	44	6
割合 (H/J)	1.07%	0.14%	6.07%	1.24%	3.97%	0.80%
その他の役務(I)	236	91	332	194	568	285
割合 (I/J)	50.54%	34.47%	51.71%	40.25%	51.22%	38.20%
小計	457	262	525	243	982	505
合計 (J)	467	264	642	482	1,109	746

42. 11% 35. 40% 57. 89% 64. 61% ※5

(注 1) 令和 3 年度の契約に関する統計等に基づき作成 (少額随意契約は含まない。)

(注 2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※ 1 原子力規制庁、地方環境事務所等、国民公園等及び施設等機関

※ 2 契約件名に「システム」が含まれるものの合計。

※ 3 「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」(B)及び「競争的資金による研究」(H)以外のものの合計。

※ 4 資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究及びそれに準じた公募の合計。

※ 5 契約件数・契約金額の(本省/府省庁全体)及び(地方支分部局等/府省庁全体)の割合

一者応札割合は依然として高い状態にあるため、一者応札の事前審査・事後審査体制を強化することで、職員の一者応札改善への意識を更に高めるとともに、引き続き競争性確保を図る必要がある。また、複数年度に亘り一者応札となっている調達案件については、その原因を個別に分析し、改善策の検討を行った結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、特定の者だけが実施し得ることが見込まれるものについて参加者確認公募へ移行するなどの取組を引き続き実施し、契約方式の妥当性を検証する。さらに、実施した調達案件については、外部有識者により組織された委員会において事後検証いただき、契約方式や価格の妥当性を確認することが不可欠である。

また、外部有識者により組織された委員会において審議したその他の個別の事例についても、得られた成果はもとより成果の得られなかった案件についても省内に事例展開し、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための具体的な方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図ることが重要である。

契約金額では、地方支分部局等が全体の主要な部分を占めているため、調達の改善を効果的・効率的に進めていくためには、地方支分部局等における取組の実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有することが必要である。

3. 調達改善の取組内容

令和5年度の調達改善に関する取組内容として、以下を実施する。

- (1) 重点的な取組として、一者応札の改善に向けた取組等を実施する。共通的な取組として、外部有識者委員会の更なる活用を図る。(詳細は別紙1のとおり。)
- (2) その他の取組として、調達手続きについて見直しを継続する。(詳細は別紙2のとおり。)

4. 実施状況の把握及び自己評価の実施

上半期終了後及び年度終了後に調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、計画の達成状況や調達の具体的な改善内容等について公表する。なお、計画の見直しの必要が生じた場合等については、計画を改定し、その内容を公表する。

5. 調達改善の推進体制

(1) 推進体制の整備

本計画を推進するため、以下のとおり調達改善推進チームを設置する。

リーダー : 大臣官房長
サブリーダー : 大臣官房会計課長
メンバー : 大臣官房会計課監査指導室長、
その他リーダー又はサブリーダーが指名する者

なお、必要に応じて上記以外の職員を出席させることができることとする。

(2) 調達改善推進チームの業務

調達改善推進チームにおいては、以下の業務を行うこととする。

- ① 調達改善計画の策定及び公表
- ② 調達改善計画の進捗状況の管理
- ③ 調達改善計画の自己評価の実施及び公表
- ④ その他調達の改善に当たり必要と認められる事項

(3) 調達改善推進チーム会合の開催

調達改善推進チームは、計画の進捗状況の把握及び評価を行う。

なお、必要に応じて定例会合以外に臨時の会合を開催することができることとする。

(4) 外部有識者の活用

調達改善計画の策定や自己評価の実施等に当たっては、外部有識者によって組織されている物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会の意見を求める。

なお、委員は、物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会において検討することが適当と判断される事項がある場合には、調達改善推進チームに対し、同委員会の開催を求めることができる。

(5) 人材育成、情報の共有等

契約事務等に関する規程等を整備しポータルサイトで共有する。また、若手職員向けに行っている会計事務担当者研修会において調達改善計画、とりわけ契約前自己チェックプロセスにかかる説明を行うとともに、資料を他の契約事務等の担当者にも閲覧可能な状態で共有する。また、内部監査を活用して地方支分部局等に対しても均質的に調達知識や能力の向上を図る。

別紙1								
重点的な取組、共通的な取組								
令和5年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札(90%以上。工事は低入札調査基準の範囲(0.75～0.92)以上)」であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む。以下同じ)及び契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2カ年度以上続いている全案件について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認する。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 参加者確認公募により実施しようとする全案件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。 ・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)等に掲載されている個別案件ごとに、入札説明書等入手した事業者に対するアンケート調査を実施する。その調査結果について発注担当部局等にフィードバックし、自ら行うことができる改善については、同年度の同種又は類似業務や次年度業務に積極的に取り入れるように努める。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善に向けて、発注方式の妥当性についての確認プロセスを強化するとともに、個別案件ごとのアンケート調査により原因把握を行う余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29 (一部H31年度)	・契約前自己チェックプロセスの実施 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。 ・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の発注方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。 ・アンケート調査の実施 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。	R6年3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者で組織された委員会において前年度審議した案件について、提案を受けて行った対応及び得られた成果を外部有識者委員会にて報告するとともに、会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有する。 また、アンケート調査の結果について、分析を加えながら、外部有識者委員会にも報告し、環境省における調達手続の適正化に資するものとする。 ・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックを実施した全案件について、その要因等に係る一覧を作成し、外部有識者委員会にて報告するとともに、省内に共有する。		A	H30 (一部H31年度)	・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。 ・契約前自己チェック結果の分析 事業担当者が考える一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析することで、より成果を伴う調達改善を方法を検討する。	R6年3月まで
○		契約方式・価格等の事後検証	環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を外部有識者により組織された委員会において事後検証いただき必要に応じ改善策を検討する。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善に向けて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を確認し、調達コスト削減を目指す。	R6年3月まで
		地方支分部局等における取組の推進	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。		B	H30	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	R6年3月まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	・政府電子調達システム(GEPS)の更なる活用 電子入札の一層の促進及び電子契約率50%を目標とし早期達成に努める。 このため、GEPSを使用していない応札者や落札者に声掛けを行うと共に、GEPSを使用した電子入札や電子契約を行うよう省内へ周知徹底する。		B	H26	競争性、公正性、透明性を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。	R6年3月まで

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝(電子応札案件数/電子入札案件数)
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝(電子契約案件数/電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約数)
電子契約案件数:契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。
・電子入札によらない電子契約数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
クレジットカード決済の活用	継続
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続
公告期間等の徹底	継続
競争参加資格要件の緩和	継続
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続
提案書等の分量の適正化	継続
仕様の明確化	継続
報告書等の積極的な開示	継続
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・PMOLレビューの活用)	継続